平成２７年（フ）第２６５４号
東京都板橋区大山金井町32－８－103
破産者　佐羽内裕亮
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３０号
千葉県山武市成東2379番地１　上町市営住宅301
破産者　高橋美代子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４１号
東京都江戸川区中葛西１丁目７－10－103
破産者　平良　　勝
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４３号
埼玉県さいたま市岩槻区宮町２丁目25－７
破産者　石川　慎也
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４４号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１－３　コープシティちはら台Ｂ102
破産者　風間　明美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９９５号
東京都新宿区西落合２丁目６－２－303、開始決定時の住所東京都世田谷区桜新町２丁目30－14－206
破産者　神尾　初美
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０６１号
東京都練馬区大泉町４丁目44－10
破産者　平本とも子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０６３号
東京都足立区新田３丁目21－９－202
破産者　八幡サリーこと　ヤハタ　サリー　アルデア
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０７３号
東京都板橋区大山金井町46－９
破産者　大須賀和子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０８１号
東京都練馬区貫井３丁目15－12－303
破産者　植崎　　潤
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１１７号
東京都杉並区上荻４丁目20－17－103
破産者　隈部　昌臣
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１４５号
東京都江戸川区東瑞江３丁目40－11　グランドバースＢ102
破産者　石崎　功也
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１６０号
東京都港区六本木２－４－13　パレステュディオ六本木ＥＡＳＴⅡ1203、住民票上の住所北海道函館市尾札部町772－１
破産者　野村　征司
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１６９号
東京都新宿区西早稲田１丁目２－１－206
破産者　松澤　悦博
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８０号
東京都中野区江原町２丁目31－７－303
破産者　梶田　　澄
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８１号
東京都中野区江原町２丁目31－７－303
破産者　梶田すみ子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１８２号
東京都中野区沼袋１丁目４－16－201
破産者　梶田　孝司
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９３号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台２丁目12－23－103
破産者　中村　浩己
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４０号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地69
破産者　株式会社勝栄
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７５号
東京都千代田区平河町２丁目11番10号パークウエストひらかわ201
破産者　株式会社ティ・ティ・エイ・インターナショナル
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２０８号
東京都品川区小山３丁目15－１　サンハイムⅡ－202、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘８番町３街区59－９
破産者　中山善次郎
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部